

ツール・ド・九州2025福岡ステージ開催に伴うファンライド運営業務委託仕様書

1 委託事業名

ツール・ド・九州2025福岡ステージ開催に伴うファンライド運営業務

2 契約期間

契約締結日～令和7年10月30日

3 目的

ツール・ド・九州2025福岡ステージ（以下「本大会」という。）の開催に伴い、本大会のコースを中心とした一般参加型のサイクリイベントであるファンライドを開催することで、本大会へのサイクリストの誘客を図るとともに、イベントを通じて食や名所といった地域の魅力を参加者に伝え、本大会終了後も開催地域への再訪を促すことを目的とする。

4 業務内容

（1）ファンライドの実施

① 概要

- 時 期 令和7年9月15日（月・祝）
- 場 所 筑後市・八女市を中心とした2コース
※参加意思表明書を提出した事業者に対して、コース及びエイドステーション設置場所（案）を送付する。
- 参加定員
500名

提案内容	2コース（ショートコース・ロングコース）合わせて500名を参加定員とする。提案には各コースの参加定員を明記すること。
------	--
- コース設定
 - ・ ショートコース
サイクリング初心者向け。開催地域の魅力を楽しむ40km程度のエントリーコース。
※電動アシスト付き自転車の選択も可能なレンタサイクルプランを設定すること。
 - ・ ロングコース
サイクリング上級者向け。本大会のコースを体験しながら、地域の魅力も楽しむ100km程度のエキスパートコース。
- 参 加 料

提案内容	ショートコース、ショートコース（レンタサイクルプラン）、ロングコースの参加料を提案すること。
------	--
- エイドステーション数
 - ・ ショートコース…コース沿線上の3ヶ所 + ゴールでのふるまい
 - ・ ロングコース…コース沿線上の4ヶ所 + ゴールでのふるまい

➤ スタート/ゴール会場

スタート会場とゴール会場は同一地点を想定

② 実施内容

提案内容 以下内容をはじめとした安全且つ魅力的なイベントとする実施体制、運営方法、スケジュール、取組内容を提案すること。

ア 組織体制の構築

計画・準備・実施の各段階での十分な業務体制・人員体制を準備すること。

イ 準備スケジュールの計画

契約から事業完了までのスケジュールについて、それぞれの業務内容に応じた適切かつ具体的なスケジュールを計画すること。

ウ 当日スケジュールの計画及び運営マニュアルの作成

当日の運営に応じた適切かつ具体的なスケジュールを計画すること。また、作成した各種計画書に基づき、イベント当日の運営に必要な事項をまとめた運営マニュアルを作成すること。

エ イベント運営方法の計画及び運営スタッフの確保

以下の内容を含む、イベント運営に必要な内容を計画すること。また、各種計画に基づき、イベント運営に必要な運営スタッフを確保すること。なお、会場レイアウト及び運営スタッフについては、以下の内容を含めた計画をすること。

- ・ 参加者の走行管理体制、走行状況管理方法
- ・ 参加者の走行サポート体制（アプリの活用等）
- ・ レンタサイクル（ショートコースのみ）の貸出し・返却管理体制
- ・ 参加者のパンク等の車体トラブルに対するサポート体制
- ・ 参加者、スタッフ、ボランティア、歩行者等に傷病者が出た場合の救護医療体制
- ・ 荒天時や大規模自然災害発生時、イベントに係る事故発生時等、当初計画通りのイベント運営が困難となった場合の緊急時対応計画
- ・ その他イベント運営にあたり必要となる事項

オ スタート/ゴール会場の計画及び運営スタッフの確保

スタート/ゴール会場のレイアウトを計画すること。また、各種計画に基づき、スタート/ゴール会場の運営に必要な運営スタッフを確保すること。なお、会場レイアウト及び運営スタッフについては、以下の内容を含めた計画をすること。

- ・ スタート/ゴール会場として必要なブース及び備品の設置
- ・ レンタサイクル（ショートコースのみ）の貸出し・返却ブースの設置
- ・ 参加者数に応じて必要となる台数分のサイクルラックの設置
- ・ 幟旗の設置（20枚程度を想定、委託者からは幟旗のみ提供するため、ポールとスタンド等設置に必要な備品を手配すること）
- ・ 参加者数に応じて必要となる台数分の駐車場を確保し、当日の駐車場対応スタッフを手配すること

カ エイドステーションの計画及び運営スタッフの確保

エイドステーションのレイアウトを計画すること。また、各種計画に基づき、エイドステーションの運営に必要な運営スタッフを確保すること。なお、会場レイアウト及び運営スタッフについては、以下の内容を含めた計画をすること。

- ・ 参加者への食材提供を実施するにあたり必要となるブース及びスタッフ
- ・ 参加者数に応じて必要となる台数分のサイクルラック
- ・ 幟旗の設置（4枚程度を想定、委託者からは幟旗のみ提供するため、ポールとスタンド等設置に必要な備品を手配すること）
- ・ エイドステーション設置に必要な許可申請

キ エイドステーション及びゴールでの提供食材の手配

以下のとおり、エイドステーション及びゴールで参加者に提供する食材を手配すること。なお、提供する内容については、栄養補給として適切なもの及び地域の魅力が伝わるものを選択し提案すること。

	ショートコース	ロングコース
エイドステーション①	○	－
エイドステーション②	○	○
エイドステーション③	－	○
エイドステーション④	－	○
エイドステーション⑤	○	○
ゴール後のふるまい	○	○

ク 当日の運営及び進行管理

イベント当日は、各種計画書及び運営マニュアル等の計画に基づき、イベントの管理・設営・運営・撤去等、事業実施に付帯する一切の業務を行うこと。業務に係る費用は全て受託者が負担すること。

（２）その他

① 参加者募集及びイベント広報の実施

提案内容 参加定員を満たすことを目標とし、効果的な広報手法を具体的に提案すること。

② 本大会への誘客につなげる取組の実施

提案内容 イベント参加者を本大会の観戦に誘引する工夫を具体的に提案すること。

③ 参加者の満足度を高めるための取組の実施

提案内容 イベント全体を通して、参加者の満足度を高めると共に、開催地域の魅力発信につながるよう、以下は必須の取組として、その他必要と考える取組を提案すること。

- ・ イベント参加者に配付する本大会ノベルティグッズの制作
- ・ エイドステーション及びゴール後のふるまいにおいて、提供方法や演出も含めたおもてなしの工夫
- ・ ゲストライダー（インフルエンサー等）の招聘

④ 参加者アンケートの実施

イベント参加者に対するアンケートを実施し、アンケート結果の集約を行うこと。

アンケート内容はイベントに対する満足度や改善点等を問うものとし、詳細の内容は委託者と協議の上で決定すること。

⑤ 保険の加入

不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、以下に挙げる保険等に参加し、要する経費については受託者が負担すること。

ア ファンライド参加者に対するスポーツ保険

イ 悪天候等、不足且つ突発的な事由によりイベントの中止を余儀なくされた場合に、中止に伴い臨時に支出が必要となった費用に対する保険

⑥ イベント参加料の扱い

受託者は、本事業の実施により得られる参加料収入について収受できることとし、その収入合計額に相当する内容を本事業として実施すること。

⑦ 実施報告書の作成

ア 事業実施結果を総括した実績報告書を作成すること。(様式任意)

イ 報告書には、本業務を適切に運営していることがわかる写真も掲載すること。

ウ アにはイベント参加者数の集約を報告内容に含むこと。

5 成果品

成果物については、次の形式により納品すること。

- 実施報告書（A4判）：紙媒体1部、PDF形式で保存したUSB1個

6 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本委託終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに委託者と協議の上、成果品の訂正をしなければならない。

なお、これに対する費用は、受託者の負担とする。

7 委託経費

3,005,642 円（消費税及び地方消費税含む）＋イベント参加料収入を上限額とする。

8 留意点

協賛金及び協賛物品の獲得については、本事業を実施するにあたり、営業活動により協賛金及び協賛物品を獲得し、本事業に使用することとしてよい。

9 帰属

- 受託者は本委託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。
- 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- ②の規定は、受託者の従業員、仕様書9の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

- ②及び③の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- 本委託業務に係る成果品に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- 受託者は、本委託終了後も含め、業務の成果等を委託者の承認を受けないで、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- 電子データは、完成後に委託者又は委託者が許可した他の団体のホームページに掲載する場合がある。

10 支払方法

契約代金は、委託業務の履行完了確認後、受託者からの請求に基づき委託料を支払う。

11 再委託の取扱い

- 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときにはこの限りではない。
- この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

12 個人情報の取扱い

業務を通じて取得した個人情報の保護及び秘密の保持を遵守すること。また、受託者が取り扱う個人情報については、福岡県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

13 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。